

自賠責積立金からの 繰入金返済に関する折衝について確認

審議に先立ち、国土交通省自動車局の小林参事官が状況説明



第2回 保険委員会開催

議事を進行する秋田委員長（奥のテーブル左から2人目）。秋田委員長の右隣が小林参事官

日 本自動車会議所は10月18日、東京・港区の日本自動車会館「くるまプラザ」会議室で、平成29年度第2回保険委員会（委員長＝秋田進・日本通運取締役常務執行役員）を開催した。当委員会は、懸案である自賠責積立金からの一般会計繰入金返済に係る折衝が佳境に入ることから、国土交通省より状況に関する説明をうかがうとともに今後の対応などを審議するため開かれたもの。

まず、国土交通省自動車局保障制度参事官室参事官の小林豊氏から、自賠制度における被害者救済充実の方向と自賠責積立金のあり方について説明を受けた。続いて、事務局より関連スケジュールなどを説明、一般会計繰入金の繰り戻しについての対応方針や今後の進め方について審議を行った。

1. 小林参事官説明概要

<自賠制度に関する最近の状況>

近年の交通事故状況についてみると、平成28年中の交通事故死者数は3,904人で前年比-7.2%であるのに対し、重傷者数は3万7,356人で前年比-4.1%と減少率に差があることに留意する必要がある、今後とも、一層の事故防止対策および被害者救済対策を充実させていかねばならない。

また、重度後遺障害者数と介護料受給資格者数の推移をみると、重度後遺障害者数は平成23年度に2,000人を切ったものの、平成26年度1,783人（前年度比+62人）、27年度1,796人（前年度比+13人）と

依然微増傾向が続き、介護料受給資格者数については平成28年度までの5年間、毎年約4,600人存在している状況であり、高いレベルで推移している。

豊かで利便性の高いクルマ社会が実現する一方で自動車事故による悲惨な事故が生じており、その被害者を救済する分野にも世論の焦点がもっと当てられるべきであり、国土交通省と皆さまとで連携して事故防止対策および被害者救済対策推進についての一層の社会的理解を得るよう努力していきたい。

国土交通省では従来から被害者救済対策として、自動車事故による遷延性意識障害者に対し、適切な治療および看護を行う専門病院である療護センター（宮城県、千葉県、岐阜県および岡山県）並びに療護施設機能委託病床（北海道、神奈川県、大阪府および福岡県）の運営等により、重度後遺障害者の専門的治療、介護の機会の拡充を図っている。また、重度後遺障害によって常時または随時介護を要する被害者に対しては介護料の支給を行っており、さらに、在宅介護者に対し短期入院（入所）費用の一部助成等も行っている。

平成30年度予算概算要求では、さらなる被害者救済を進めるため、前述の療護センターおよび療護施設機能委託病床だけではカバーできていない空白地域を解消するため、地方を中心とした小規模な委託病床の展開を新規に予算要求した。また、自動車事故被害者の日常生活支援策として、バス・タクシー

自動車安全特別会計からの一般会計繰入金に係る要望(抄)

平成29年9月4日

1. 自動車安全特別会計(自賠責保険料積立金・剰余金)から一般会計に繰り入れられている6,169億円を大臣間の覚書の通り、平成30年度末までに返済していただきたい。
2. 今後、交通事故の被害者が将来にわたって安心して生活することができ、被害からの回復が可能となるよう、また、交通事故による被害者の発生を少しでも減らすことができるよう、被害者救済や事故防止対策の更なる充実を図るとともに、これらの問題に関し、十分な説明責任を果たしていただきたい。

事業者等の利用者利便向上のための車両購入補助等について新しく予算要求した。さらに、人工多能性幹細胞(iPS細胞)の活用の可能性について調査を行いたいと考えている。

こうした被害者救済施策や事故防止対策を安定的・継続的に進めていくため、是非とも一般会計繰入金の繰り戻しを、返済期限である平成30年度末までに実現させるよう財務省に強く要求していく所存である。

2. 審議

続いて、事務局より関連スケジュールおよび9月4日に行われた「自動車損害賠償保障制度を考える会」の概要＝要望および要望者名参照＝を説明。

出席委員から「平成30年度予算案で繰り戻しを実現させなければならない。覚書が書き換えられ返済期限が先送りされることは許されない」などと本年が繰り戻しに向けた交渉の山場であることを踏まえた意見が出された。

秋田委員長は「平成15年度を最後に財務省から1円も返済がなされていない。今回が4度目の期限で、壁は厚いが、何としても風穴を開け、次年度以降につながる足がかりとするため、要望・理解活動を強力に進める」と述べ、今後とも必要に応じ状況報告することを委員に説明し、委員会は終了した。

自動車損害賠償保障制度を考える会 要望者名

- ※ 福田 弥夫 日本大学 危機管理学部長
(呼びかけ人及び座長)
- ※* 桑山 雄次 全国遷延性意識障害者・家族の会 代表
(呼びかけ人)
- ※* 秋田 進 一般社団法人 日本自動車会議所
保険委員会委員長(同)
- ※* 矢代 隆義 一般社団法人 日本自動車連盟 会長(同)
- ※* 相原 康伸 全日本自動車産業労働組合総連合会 会長(同)
- ※ 赤塚 光子 元立教大学教授
- * 甘利 公人 上智大学 法学部教授
- 北原 浩一 NPO法人 交通事故後遺障害者家族の会 代表理事
- ※ 古謝 由美 NPO法人 日本脳外傷友の会 理事長
- ※* 古笛 恵子 弁護士
- 佐藤 則男 一般社団法人
交通事故被害者家族ネットワーク 共同代表
- 児玉 正弘 一般社団法人
交通事故被害者家族ネットワーク 共同代表
- * 鈴木 共子 NPO法人 いのちのミュージアム 代表理事
- ※ 福井 康子 都市経済研究所 主任研究員
- 細見 みゑ NPO法人 東京高次脳機能障害協議会 理事長
- ※ 堀野 定雄 神奈川大学 工学研究所 客員研究員
- ※* 松本 純一 公益社団法人 日本医師会 常任理事
- 宮井 淳 損害保険労働組合連合会 中央執行委員長

上記要望者名は、「今後の自動車損害賠償保障制度のあり方に係る懇談会」メンバーのうち、呼びかけ人の呼びかけに応えたメンバーを中心に構成されています。

※：国土交通省・今後の自動車損害賠償保障制度のあり方に係る懇談会メンバー

*：金融庁・自動車損害賠償責任保険審議会メンバー